

◎議 事 日 程（第2号）

平成19年6月7日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第39号 愛西市安全なまちづくり条例の制定について  
日程第2 議案第40号 愛西市フレンドシップ継承事業基金条例の制定について  
日程第3 議案第41号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第4 議案第42号 訴えの提起について  
日程第5 議案第43号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について  
日程第6 議案第44号 平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について  
日程第7 議案第45号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第8 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（27名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
4番	日 永 貴 章 君	5番	吉 川 三津子 君
6番	榎 本 雅 夫 君	7番	岩 間 泰 彦 君
8番	田 中 秀 彦 君	9番	村 上 守 国 君
10番	真 野 和 久 君	11番	鬼 頭 勝 治 君
12番	八 木 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	23番	中 村 文 子 君
24番	加 藤 敏 彦 君	25番	加 賀 博 君
26番	宮 本 和 子 君	27番	石 崎 たか子 君
28番	佐 藤 勇 君	29番	太 田 芳 郎 君
30番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（3名）

3番	三 輪 久 之 君	13番	近 藤 健 一 君
22番	黒 田 国 昭 君		

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 八 木 忠 男 君 副 市 長 山 田 信 行 君

教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
八 開		佐 織	
総 合 支 所 長	水 谷 正 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

御案内の定刻となりました。

3番・三輪久之議員、13番・近藤健一議員、22番・黒田国昭議員は欠席届が出ております。なお、8番・田中秀彦議員からは遅刻の届けが出ておりますので、御報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第39号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・議案第39号：愛西市安全なまちづくり条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に基づいて質問をしたいと思います。

この愛西市安全なまちづくり条例の制定についてであります。今回、説明としては県の方の安全なまちづくり条例の指針に基づいて、市としてもやるということでありました。特徴として、交通安全についてもここで愛西市としては入れてくるという話でありましたが、基本的には、市民の皆さんが安全に暮らしていけるまちをつくっていく、そのための条例をつくることについては賛同いたしますが、ただ具体的な問題、内容の運営については、やはり慎重にやっていたいかなきゃならないものがありますので、幾つかの点について質問をさせていただきます。

まず一つ目としては、3条のところの基本理念が書かれております。その中では、安全なまちづくりとは、市・市民及び事業者並びにボランティアが相互の連携及び協力のもとに施策を実施し、交通事故及び犯罪による被害が未然に防止されるような良好な地域の生活環境を保持していくことをいい、市民等が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するというふうに書いてありますが、これまでも防犯、そして交通安全についての愛西市としての取り組みは幾つかあったと思いますけれども、現在行っている防犯・交通安全事業は、具体的にどのようなものがあるか、また今後、この条例を制定することによって新たにどのような事業を行っていくのかについて、まずお尋ねしたいと思います。

また、2点目として、4条とか10条の中で総合的とか計画的な体制整備を図るというようなことが書いてあります。その点について、例えば具体的にそうした交通安全や防犯にかかわる計画等を策定するかどうか。また、庁の中に安全課とか、そうしたものを課として独立させて、そうしたことに対応させるのか、そうした計画があるのかについてお尋ねします。

また、三つ目として、6条の2のところでは不動産の適正な管理についてということがありますが、例えば空き家とかが対象になってくるかもしれませんが、そうした適正な管理がされていないような状況というのは愛西市の中にあるのかどうか。また、そうしたものに対して、今後、この条例に基づいて具体的にどのような措置をしていくのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、1点目の事業につきましてでございますが、現在、交通安全につきましては、交通安全協会や女性友の会、またライオンズ等の啓発活動、またその事業等に、私どもとして連携して街頭活動等を実施させていただいているという現状でございます。

防犯事業につきましては、自主防犯組織がそれぞれ昨年度から立ち上がってきておる状況でございます。そういう中で市の防犯協会等もありますので、防犯協会を核として、それぞれの団体との連携をとって、これも街頭活動等を行っているということでございます。

今後につきましては、条例をもとに市民等、事業者を含めての連携を重視するということが重要かと考えております。それぞれの方々に活動への参加をお願いするとともに、すべての市民の方たちが、この啓発活動等において、意識づくりにおいて理解をしていただくことを目的としております。具体的な事業としては、まだ、ここにこういう事業をやって、これだけ費用をかけてやりますというようなところには現在至ってございません。

それから、4条事業につきましてでございますけど、現在、議員も御承知のように交通安全につきましては、ソフト的なことについては総務、そしてハード的なことについては建設課にまたがっております。自主防犯については総務、そしてスクールガードについては教育委員会と学校という形になっております。そういう中で、今、総括的なといいますか、そういう考えがあるかという御質問でございますが、この中では私どもとしては今後、その組織・機構の見直しを今内部で行っております。そういう中で考えてまいりたいということを思っております。

それから不動産の関係でございますが、適正な管理、これは実際には今、その所有者及び管理者の方々の適切な管理が、それぞれ行われるような形のお願いにとどまっている状況下でございます。ただ、一部の民間の駐車場等において、暗くて防犯上よくないから公費でもって防犯灯を、当然駐車場ですので道路がついております。そういう状況下で、駐車場の空き地についても防犯灯の対象としてくれというような話もございます。ただ、ここらにおいてはお断りして、御自分のところがいたずら等をされないような形はそれぞれの事業者の方でお願いしているのが現状でございますが、この条例制定後につきましては、今、議員が御指摘のように、駐車場、そしてアパート等、また借家等の空室、空き家もあるかもしれませんが、そういうところにおけるそれぞれの対応について、明かりもそうですし、空き家でないにしても防犯的な状況においては、それぞれ私どもとして御協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

今、それぞれ答弁がございました。具体的に事業についてはこれからやっていくということですが、先ほどの中では言われませんでした。例えば交通安全市民大会とか、そうしたものは今後もやっていくんですね、わかりました。

それと、機構改革の中では安全課等についても考えていきたいというお話がありましたが、以前に一般質問でも、例えば防災課をどうするというような話もしたら、それも機構改革の中でというようなことになっていますが、具体的にその辺のめどというのはあるのでしょうか。いつごろまでにこうしたことを設置していくということは、まだ考えていませんか。

**○総務部長（中野正三君）**

今、実は私どもの内部、総務、そして企画がその組織の考え方について、関係者それぞれの思いといいますか、こうした方がいいというものを取りまとめた経緯がございます。その結果としては、まだその内部の会議の中には出しておりません。今月半ばのところに一度会議を持ちたいということで、その場に原案として出す予定はしております。その中で、種々そのあり方について議論をいただくつもりではおります。その場ではすぐ結論は出ないと思いますし、それを踏まえて全庁的な議論に持っていききたいというのが、今所管をしている私ども総務部と企画部の考え方になっております。

どちらにしても、待たなしのところもございますので、早いところで庁内の議論を高めて、そして皆様方にも御相談を申し上げてやっていきたいというふうに考えております。

**○10番（真野和久君）**

ということは、時期はまだはっきりしないということですか。わかりました。

それと、今、空き家等についての話ですけれども、具体的にそうした防犯上、問題というふうに認識されているというのは、愛西市内に具体的に何軒ほどあるかというのはつかんでいないのでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

私、今現在、明確には持っておりません。ただ、今、空き家とかという話ではないですけど、公共施設においていたずらがされる、そういう事案というのは現実にあったわけでございます。それも一つに、私ども、ここに今御説明をしたことではなくて、そういうものも踏まえて防犯というのは、それぞれ近隣のそこを通られる方、そして近所の方、そういう方々からの御一報とか注意をいただく、そういう啓発というのはやはり大切かというふうに思っておりますので、現在もお願いはしてございますけど、なお深めてお願いをしてまいりたいというふうに存じております。

**○10番（真野和久君）**

これから具体的に事業なんかも検討していくということのようですね。

じゃあ、あと1点だけ、この前も防犯の関係で、特に情報を提供するという事で言うと、市民に対して交通事故及び犯罪の発生に対して必要な情報を共有し、再犯防止に向け努めるといって第9条の中で言うておりますが、そうした情報提供に関して、例えば具体的にどのようにやっていくのでしょうか。

この前も小学校のお子さんのお母さんからお話がありまして、ある小学校に対して誘拐とか、子供に危害に加えるという脅迫の電話があったということで、保護者の方には今は携帯メールやなんかで一斉通信で情報が入るようになってはいますけれども、そうしたもののというのは、単に子供に関する保護者とか学校関係者だけじゃなくて市民に広く知らせた方がいいんじゃないかと。そうした中で相互に気をつけていくということも必要じゃないかというようなお話もされた方が見えまして、そうした情報提供については、今後どういうふうにやっていくのかについて伺いたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

確かに先般のことも私どもの職員の方に、教育を通じての話でございましたが、連絡はありましたし、私どもとしても連携を持って、その地域の学区の巡回にも出向いたことがございます。私、以前に旧の町のときに総務を担当していましたときに、「交番だより」を交番から提供していただいて、それを回した経緯もあります。そういういろんな方法というのは、今、真野議員さんがおっしゃられたことというのは、時を置かずして、我々としては地域に御連絡をして、その対応をしていかなきゃならない部分だと思うんです。ただ、これがほかへ波及する可能性も当然ありますので、その辺においては全戸に早くお知らせできるような方法というのが、今、佐織地区、それから立田地区においてはそれぞれの無線がありますけど、他の地区においては全戸に伝えるような無線というのはございません。別の書面でもってお願いをいたしますか、啓発をするというか、お知らせをする状況下になろうかと思っておりますけど、そういうことをとらえて、私どもとしては情報の提供にはきめ細かな対応をしてみたいというふうに思っております。

#### ○10番（真野和久君）

そういったなかなか公表できないような情報もあると思います。今の具体例についても、きちっとどの程度、どういう情報に関してはどこまで知らせていくのかとか、どういう範囲でやっていくのかということも含めて、ある程度基準をしっかりと定めながらやっていただきたいと思っております。それと同時に、できるだけそうした情報は、市民の皆さんに広く知らせていけるような体制をぜひともつくっていただきたいと思っております。

最近で言うと、ある自治体なんかでも、例えば希望者に対して、災害情報なんか特にそうですねけれども、携帯メールを一斉に流すとか、防犯とか、そうした情報をホームページに載せていくというようなことをやっているところもあるんで、そうしたことも含めて検討していただければと思いますので、またよろしく申し上げます。以上で終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、次に21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

それでは、私は5条を中心にして、4条、6条との関連が一つですね。それから8条の関係、11条の関係、大きく3点について質問いたします。

まず最初に、5条の問題であります。市民が努力することとして自主的活動の推進と安全

確保のための積極的活動、市が実施する施策に協力と、この三つを挙げていますが、特にこの1、2、3の文言の違いの中で、この2番目の被害者の救助及び安全確保の点については「積極的」という文言を入れているんですね。積極的という文言は愛西市の条例の中でどれだけあるのかしらということで検索をしてみましたら、三つヒットしたんですね。一つは情報公開条例、これは審査会の委員は積極的な政治活動をしてはならないと。逆ですね。それから、廃止される予定の交通安全条例、これは市民ではなくて、市は広報・情報提供を積極的に行うというふうになっておりまして、唯一市民に対して求めているものは廃棄物の処理及び清掃に関する条例で、ごみの回収活動の積極的協力と、これも市が行う回収活動に対して積極的な協力という文言なんですね。

今回、そういう中で4条の市の責務には積極的という文言は入れずに、市民と事業者だけに積極的と求めているのはなぜかと。私は、以上言った愛西市の条例の関係でもそうですし、バランスを欠いているのではないかと。ちなみに、県の安全条例も見てみましたが、そういう形容詞、積極的というような表現は一切ありませんでした。

また、この被害者の救助及び安全確保の活動というのは大変危険を伴うものだと思うんですね。交通事故の問題でも道路上での活動でありますし、犯罪がまさに起ころうとするときにやる活動といえば危険な状況が当然出てくるわけでありますので、あえてこの項目だけ市は施策の展開において積極的と言わずに、市民に対してだけ積極的ということでこういうふうに入れているのは、二重、三重の意味でこうした文言は私は使わない方がいいのではないかとというふうに思いますが、その点はどのように考えてみえたのか。

また、そうした文言上の統一について、他の愛西市の条例の中でどのような使われ方をしているかということについても、ちゃんとチェックをしてやられたのかどうか。以前も副市長さんから、たびたび他の条例の問題についてのときに「これからは、きっちりチェックしていきます」というような言葉もありましたが、その点どのように考えてみえるのか。

また、こうした市民の責務の中で、全体として、こうした活動はあくまで自主的なものであって、市民に強制するようなものであってはならないというふうに思っていますが、その点、あえてこうした文言を使う中で、この市民の責務というものをどのように理解したらいいのか、説明を求めたいと思います。

それから8条の関係であります。学校と職場、地域に対する安全教育の充実という問題について、現在行われています安全教育、そしてこの条例制定後、新たに行おうとしているそれぞれについての安全教育のあり方、これも説明していただきたいと思います。

それから、11条については物品の貸与と情報の提供及び助言というふうには書いてありますが、この活動の支援というのは、具体的に現在のところ、どういう団体や個人を想定されて、どういう物品を貸与していこうとしているのか。あるいは、市民の自主的な活動に対する情報の提供の種類というのは、先ほども真野議員からありましたが、どのような種類の情報、そしてアドバイスなのか。もう少しこの8条と11条についても具体的な説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

## ○総務部長（中野正三君）

1点目の御指摘にあります5条、6条、そして戻りまして4条という形の積極的な活動と  
いうことの表現でございます。

1点、まず先に申し上げておきますけど、今、永井議員がおっしゃいました他の条例との比較においては、そこまで私どもとしては、この表現において合致するかどうかというその比較はしてございません。ただ、今この5条、6条でいきます積極的な活動、また積極的に講じと  
いうことでございます。私どもとしても強制をという、表現としては思っておりません。それ  
ぞれお努めをいただきたいというニュアンスのもとで、ここへ表現をさせていただいております。市民にしても事業者にしても、私どもとしてはその問題、事があつたときから逃げるこ  
となく、先ほど真野議員にも申し上げたように、その連絡等においてはかかわり合いになりたく  
ないというような形の世相の中で、一つその責務として、人としてといたしますか、そういう形  
で御連絡等も、不審者においてもそうですが、そういうところにおいてのことにひとつ踏み込  
んでいただきたいという考え方のもとで、この表現をしたという経緯でございます。

市の責務においてでございますが、市は当然そういうことに、表現がちぐはぐではないかとの御指摘でございますけど、市は決してこういうものについて逃げるのではなくて、当然市は今まででもそのことについて真正面から取り組んできておるといふふうに考えております。

それから、2点目の教育のことでございますが、私どもとしては、交通安全、それから防犯等におきましては、それぞれ学校においてはそれぞれのお考えの中でおやりいただいているかと思っております。ただ、家の中、それぞれ家族の中、そして職域の中から町内会の中で、それぞれがこの安全なまちづくり、防犯、交通安全について、それぞれの意識を高めていただく手助けのための資材の提供、そしてもし講演会をおやりいただけるのであれば、その講師の派遣ということなどを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、11条の物品の貸与、そして情報の提供及び助言ということでございますが、ここにおいては、これは現在もやっておるわけでございますけど、それぞれの交通安全の団体、それから防犯の団体の方たちに、ベストや腕章、たすき、帽子などの貸与をそれぞれさせていただいて活動の一助にさせていただいている現状でございます。そして、それを共有することによって仲間意識といいますか、その意識を高めていただくことになろうかというふうに思っております。

また、これは資格が要るわけでございますけど、今、私どもとして青パトといいますか、軽四をこの予算で買わせていただきます。ただ、これがあいているときであれば、その運転者が資格者であれば、この青い回転灯をつけた軽の白黒の車が今ございます。これは警察OBの方に乗っていただいている状況でございます。これは警察の青パトの講習の受講者じゃないと運転ができませんので、その受講を終わって、そういう使用目的が確認できれば、私どもと調整をさせて貸し出しの一つとさせていただきたいというふうに思っております。

情報の提供ということにつきましては、地域、特に防犯、交通安全もそうですけど、すべて警察との連携の中になろうかと思っておりますけど、広い地域の中で、愛西市に限らずこの近辺、そ



して全県下的な情報等においては、それぞれ御紹介をしていくということを基本とさせていただいておるところでございます。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

まず5条ですが、なかなか理解していただけていないようですが、やはり文言というのはひとり歩きをしますので、絶えず正確な言葉を使っていたきたいと。その点で3点ほど、交通安全条例には市が積極的に行うと言っておるのに対して、市民にはそういう文言がないということでもありますので、先ほど総務部長が強制は予定していないと、だけどもう一步踏み込んでほしいという言い方をされましたが、そういう内容であれば、こうした文言は使わない方がいいだろうと。努めることとするということで一番最初にあって、その内容として3点書いてあるわけですから、これは言うなれば積極的に努めなければならないという文言になってしまうので、市の責務の方にはそういう文言がありませんので、これはやはりバランスを欠いているし、強制的でなければそうした文言は取っていただきたいというふうに思いますが、そういうことを純粹に私は言っているんですが、検討の余地はありませんか。

ここで、例えば積極的な、これからも他の条例で市民の責務ということで、あるいは市民の義務とかというような言葉が出てくる条例は、これからもあるかもしれませんし、今度初めてこうやって市民に対して市の協力、積極的ということじゃなくて、具体的に市民に積極的行動に努めよと言っている条例としては、私は初めてだろうと思うんです。これは今後の問題もありますので、この際、正確な文言に変えていただくということが必要ではないかというふうに思いますが、内容はある程度、今、総務部長でわかりましたので、私が言っているそういう点について、もう一度検討の余地がないかどうか、説明いただきたいと思います。だから、強制しないということにふさわしい表現にしていきたいと。

それから教育の問題であります。ここで言う資材の提供というのは、講師の派遣はわかりますよね、具体的にはどういうものなのでしょう。例えば、今、家族や職域、町内会あたりで意識を高めると。これから家族会議をやるので講師を派遣してくれというふうにはならないとは思いますが、職域や町内会ではそうした問題が当然ありますし、その際使われる資材というのはどういうものを提供されるのでしょうか。

それから11条についても、現在、どういった物品の貸与をしているかということについては、今説明がありましたけれども、これから新たにこの条例制定の中でベストや腕章やたすきや帽子という表現がありましたが、それ以外のものでも提供することを検討していくというふうに考えてみえるのかどうか。

それから情報の提供のあり方なんですが、どういう形で、これは情報の提供というのは活動の支援に関する情報の提供及び推進ということでもありますので、先ほど真野議員が言われたこととはちょっと違うというような気もするんですが、それはどういう方法でやられようとしているのか、説明を求めたいと思います。

それからもう1点だけ、4条の関係で「関係する機関・団体」という表現がありますが、愛知県の条例には市町村の施策に愛知県は協力、支援をするというふうに書いてありますが、こ

こで言う関係機関というのを具体的に挙げていただくとすると、もちろん県も含まれるだろうというふうに思いますが、もう一度正確に説明をいただきたい。

それから、県が市町村の施策に協力、支援といった場合に、当然、財政的な支援も出てくると思いますが、市町村にこうした安全条例がないと、たとえ事業を展開しても県は支援をしないというようなことを言っているのでしょうか。これはもともと根源的な、なぜ条例をつくるのかという話になるわけですが、その点もちょっと説明を最後にしていただきたいと思います。

**○総務部長（中野正三君）**

では、御質問の順に行きますのでお願いをいたします。

先ほどからの4条、5条、6条の関係でございますが、5条、6条におきましての県の積極的という言葉の改める考え方はないかという御指摘でございます。これは先ほど申し上げましたように、あくまで私どもとしては、「積極的」という言葉は強制というふうにとらえておりません。ひとつその考え方の中で、私どもとしては自覚といいますか、周りを助ける、その考え方の中で、こういうひとつ踏み込んだとらえ方の中で御協力をいただきたいというふうにとらえ方をしております。

それから、8条におきましての資材の内容でございますが、ここにおきます資材というのは、あくまでその教育の資材の提供というふうに考えておりますので、例えば講演会をやるということであれば、講師は出しますけど、それじゃあそれに使われるもの、講師が当然準備すべきものもあろうかと思えますけど、そのプラスアルファというものを考えておる現状でございます。

それから、11条の御指摘でございますが、情報の提供、助言のところでございますが、この活動の支援の情報の提供云々でございますが、この情報というのは、こういう考え方のもとでまちづくりをやられる他地区の情報の提供を、効果的なものを私どもとしては御紹介をして、活動の一助にさせていただきたいというふうに考えて定めておるものでございます。

それから戻りますが、4条、関係する機関として私どもが考えておりますのは、もちろん先ほどおっしゃったように県及び警察、そのほかには種々出てくるかと思えますけど、そこを念頭に置いているものでございます。

それから、この条例をつくらないことによる縛りとはというような御質問でございますけど、県としてそのようなことは申しておりません。ただ、こういう考え方のもとで、県下一つに取り組んでもらいたいという中でのお願いごとであるというふうに考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第2・議案第40号（質疑）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第2・議案第40号：愛西市フレンドシップ継承事業基金条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、29番・太田芳郎議員、どうぞ。

### ○29番（太田芳郎君）

それでは、議案第40号の愛西市フレンドシップ継承事業基金条例について質問をいたします。

この件につきましては、御承知のとおり愛知万博が成功裏に終わったということと、その剰余金を各市町村に配分してきたというふうに私は受けとめておるんですが、これは県が新しい事業として予算化をしたということで、それに基づいて市町村におろしてきたんだらうと、このように認識をいたしております。

県の予算としては、私が調査をいたしましたところ、この新規事業に国際交流ということで愛知県全体で3億7,000万ほどの予算が組まれております。その中での一市町村一団フレンドシップ事業推進費、ここにおおむね3億6,700万ほどの愛知県全体の予算があるわけでありませぬ。

そこでお尋ねするわけでありませぬが、まずこの条例の中で設置期間が平成19年度から23年度までの5年間となっております。これは5年間に限ってこういう事業を推進していくということでありませぬが、これは5年過ぎると消滅するものであるかどうか、あるいは以後続いていくものなのか、その辺についてお尋ねをいたします。

それから2点目に、これはこの条例を読む限り、基金として100%県からの交付金で充当していくんだという内容になっております。先ほど申しましたように、愛知県全体としてこの事業は3億6,700万ほどの予算化をされておりますが、この愛西市に一体どれくらいの交付金が配分されてくるのか、その点についてお尋ねをいたします。

それともう一つは、この条例に基づいて国際交流の推進をしていくわけでありませぬが、具体的にどのような事業内容になっておるのか、どのような計画をお持ちなのか。当然これは県主導のもとだろうとは思いますが、その辺の具体的な内容についてお尋ねをいたします。

そしてまた、この事業を推進するに当たって、もちろん県からの交付金を充てていくわけでありませぬが、内容によっては愛西市独自で予算化をするのかどうか、あるいはそういうことは考えているかいけないかということでありませぬが、その辺のことについてもお伺いをいたします。

以上4点ほどでございますけど、よろしくお願いをいたします。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、太田議員さんの御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の、この継承交付金の期間の関係でございますけれども、御案内のとおり、平成19年度から平成23年度までの5年間の事業に対して交付をされるものでございます。したがって、平成24年度以降にも今後の事業を展開していく中で継続するような事業については、市独自の財源によって事業を展開していくというケースも出てくるのではないかなあと。当然そういう状況になれば予算化もお願いをしなければなりませんので、その時点では議会の方にも御

相談申し上げながら、その時点で予算化をお願いするというようなケースも出てくるのではないかなあというふうに現時点では考えております。

それから、2点目の額の関係でございますけれども、今、議員の方から、19年度予算だと思っておりますけれども、愛知県全体で3億7,000万ほどの予算が組まれているよというお話がございましたが、この交付金は愛知万博の収益の一部でございます、トータルとして約10億円が確保されています。その一部の19年度予算が3億7,000万というように理解をしておるつもりでございますが、それは国際交流の取り組みを定着させるという目的に交付されるものでございます。それで愛西市といたしましては、今回2,002万円という交付金の額を基金の方に積み立てをお願いしておるわけでございますけれども、これは本来であれば年度年度で申請すれば、大体その5分の1ということならば400万ぐらいの事業費が申請ができるということになると思っておりますけれども、私どもといたしましては、今後5年間柔軟に対応していきたいということで、5年分一括、今回、交付を受けて、それを基金に積み立てるというような形をとったわけでございます。これは県の方でもそういった手法はとってもよろしいですよというように見解もございまして、今回、一括交付を受けたという経緯でございます。

それから、2点目の事業計画の内容でございますが、現時点でいろいろその事業計画、これは各部局とも調整をいたしました。まず、今年度につきましては、当然考え方といたしましては在住外国人の皆さん方に対する支援事業が主なものになるかと思っておりますけれども、とりあえず19年度につきましては、外国語表記もした指定避難場所の標識の看板の設置をしていきたいなど。これは愛西市に54カ所ございますけれども、その看板に外国語表示をしていきたいということで19年度の計画については考えております。

次年度以降の関係につきましては、外国人向けの図書等の購入、あるいは市のホームページの外国語表記版の作成、また定住外国人向けの生活便利手帳なども作成してはどうかあというふうな試算といえますか、計画案的なものは、現時点でそういうふうな考え方の案は持っております。

いずれにしても、今後この5年間の中で、当然社会状況といえますか、そういった変化等も見きわめながら、その事業目的に沿ったよりよい事業があれば、関係部局とも調整の上、実施していきたいという考え方でおります。

それから4点目の、この5年間の事業が終わったら、5年間の事業については交付金をいただけるわけでございますけれども、市の持ち出しはあるのかという御質問でございますけれども、私どもといたしましては、この期間中、交付金をできる限り充当していきたいなあ。言いかえれば、その2,002万円の中で事業は進めていきたいなあというふうな考え方を持っております。しかし、申しわけございませんけれども、一部その事業の内容によっては予算の計上をお願いしなければならないケースも出てまいるのではないかなあ。そういったときには、先ほど申し上げましたように、また議会の方へもきちっと御説明申し上げ、お願いをしなければならぬというふうに思っておりますけれども、基本的には今の交付金の中でやりくりしていきたいなあという考えでおります。以上でございます。

## ○29番（太田芳郎君）

このフレンドシップ事業といいますと、やっぱり思い出すのは、合併以前のそれぞれの町村がいろいろな国との交流を進めてきたという経緯があるわけですが、こういった部分については、そういったものは継続性がないと。継続性がないという言い方はおかしいかもしれませんが、そういった事業は直接的には行わないというのが基本的な考え方ですか。

## ○企画部長（石原 光君）

議員おっしゃるとおりでございます、フレンドシップ相手国、4カ国ございました。それで、万博終了後、その4カ国と交流関係につきましては、現時点では特別なことは行っておりません。それで、少なくとも定住外国人への支援という形で、今回、本市としては取り組むわけでございますけれども、例えばフレンドシップ相手国と何か新しい交流事業を行うといった考え方もできます。たまたま大使館を呼んでイベントをやるとか、担当課の方ではそういった考えも一応案として出して検討してきたつもりでございます。ただ、現時点では予算的なものも、先ほど申し上げましたように、交付金の中ですべてできるならば対応していきたいという考え方を持っておりますので、現在、愛西市の定住外国人の皆さん方に何か交流を図れるような支援事業を展開していきたいといったような考え方で、今回、先ほど申し上げました事業を展開していきたいという考え方でおりますので、その4カ国を相手にやるという考え方については、現時点では持っておりません。

## ○29番（太田芳郎君）

実際に行われる事業内容については、るる説明がございましたが、いずれにしても、事業の具体的内容につきましては早く出していただきたいと思っておりますので、要望いたしまして終わります。

## ○議長（佐藤 勇君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

## ○10番（真野和久君）

それでは、今の太田議員の質問と重複するところもありますが、質問します。

一つは具体的な事業についてですけれども、4カ国に限らないということで事業化されて、在住外国人向けの事業を中心ということで今答弁がございました。また、今年度の事業として避難所表記に外国語の表記をしていくということを言われましたが、次年度以降も大体外国語図書とかホームページとか生活便利手帳、すべて愛西市での生活にかかわる上での情報提供に対して日本語以外の表記で情報提供をするということが今のところ具体化している事業だというふうに考えられますが、それについて一つは、ちょっと以前も伺ったんですけれども、外国語表記については基本的に英語でという話がありましたが、愛西市の中の在住外国人の方は、順番でいくと中国の方、それからブラジルですからポルトガル語ですよね。それから、在日韓国人の方は多分日本語を理解できる方が多いと思っておりますけれども、そうした方が中心になってくると思います。そうすると、英語が理解できる方も見えると思っておりますけれども、具体的に中国語とか、それからポルトガル語、あるいは韓国語、そうしたものについての対応というのは

考えていかなきゃならないというふうに思うんです。実際ごみ袋などでは、たしか5カ国語ぐらいで表記があると思うんですが、そうしたことを今後具体的にどうやっていくのかということについて、英語圏だけじゃなしにかなり多いんで、そこは考えていかなきゃならないと思いますので、そういう点も含めてお尋ねをしたいということです。

それから2点目として、これ5年間で基金を使えということは、愛西市は国際交流事業について、これまで sacrament との交流ぐらいが主にやられてきたことでありますけれども、この2,000万を使って今後の愛西市が国際交流をやっていく上での基盤をつくれということでの2,000万だというふうに僕は理解するんですが、そういうことでいくと、そうした在住外国人の方がこの愛西市で暮らしやすい環境をつくっていくという意味の先ほど言ったような施策と同時に、市民の皆さんやなんかも参加しながら、国際交流を積極的に進めていくことが必要だというふうに考えるわけです。そういう点でいくと、例えば海部地域でも津島市とか、それから蟹江町なんかには国際交流協会なんかもありまして、そうしたところは市民の皆さんが積極的に在住外国人の方とかかかわっているというようなこともあるわけで、そうしたことを具体化していくこともやはり必要じゃないかというふうに思いますし、また先ほど申し上げました移民の歴史の件ですね。Sacramentoに行くことは基本的に今年度からやめました、単に行くだけじゃなくて、その現地との交流という意味では、市民の皆さんの中での交流とか、そういうのは積極的に情報交換等をしてしながら進めていく。また、一国一城事業でいくと、例えば佐屋地区なんかでは南アフリカとの関係でいろいろとその事業の中ではやられた方もいると思うんで、そうした事業とかも具体的にあるんでね、そうした市民の皆さんを交えた交流のやり方というのを、具体的に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、そういった点について、市としてどういった対応をしていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず1点目の、避難所看板の外国語表記の関係でございますけれども、現時点で英語で表記をするという考え方で固めているわけではございません。今、議員おっしゃるように、これは5月1日現在の愛西市内の在住外国人の登録者数 594名お見えになるそうです。それで、その内訳が、御発言のとおり、中国国籍の方が 222名、その次に多いのがブラジル、それから韓国というような割合でございます。それで、その避難所の看板については、総務課の方で防災関係も含めて予算化を今年度お願いしておるわけでございますけれども、先ほどごみ袋の件もお話を受けておりますので、その辺、これはちょっと時間をいただいて、どういった表記がベターなのか。英語表記という形で今確定はしておりませんので、その辺、一応総務の方とも調整をとりながら、わかりやすいといえますか、なじんでいただけるような表記にしていきたいなというふうに考えております。

それから、いろいろ基盤づくりが必要ではないかなあという話でしたが、まさにそのとおりだというふうに私も思います。

それと御質問の中の sacrament の移民交流の関係ですけれども、お話しございますように、

交流団の海外派遣事業的なものについては、この交付金は対象になりませんので、移民の歴史交流、文化というものをこの一つの事業の中にどういう形で展開をさせていくのか。これは5年間という期間がありますので、その中できちっと具体的な実績が必要ではなかろうかなあと。

それからもう一つ、津島市さん、それから蟹江町さんは国際交流協会、そういったものを立ち上げられて、いろいろ市民の方も参加をされて、それから外国人の方といろいろ交流を図られてみえるということは承知しております。それで、一度お隣の津島市、蟹江町の方へちょっとお聞きをしまして、その辺の設立に向けてのプロセスと申しますか、こういった形でその運用されているのか、こういった内容でその活動がされているのかということも踏まえて、愛西市としてもそういういったものができればすばらしいことですが、一度よく勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○10番（真野和久君）

御答弁ありがとうございます。

この5年間で基盤を整備して、今後、先ほども5年後以降のものについては、継続する事業に当たっては市の独自の財政でやっていくということになってくると思っておりますので、そういった中で地域の中での国際交流ということであると、例えば外国語講座とか日本語講座なんかでも、地域の人たちに講師になってもらうとかというようなことも非常に大事になってくると思っておりますので、そうした基盤整備等しながら、その間に人材を発掘し、育てていくという方向で、そしてその5年後以降はそういう事業として継続をしていくというような形にやっていけるような事業展開を要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第41号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・議案第41号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、10分間休憩をとりたいと思っております。再開は11時10分からいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたしますが、8番・田中秀彦議員におかれまして

は、体調が回復されましたので出席をさせていただいています。報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第42号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、日程第4・議案第42号：訴えの提起についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

第42号の訴えの提起について、まず質問いたします。

1点目ですが、今回、介護保険の不正な請求によって損害を与えた有限会社ウェルフェアの他の市町村の被害状況はどのようになっているのか。また、不正利得が754万8,067円となっているが、被害内容について、何件で、具体的にどのようなサービス内容の請求になっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、もう一つの市町村の場合、名古屋市では4,600万円の請求というふうに聞いておりますが、愛西市が役員の連帯責任分も合わせて1,690万円の請求で訴えておりますが、有限会社は解散し、清算中で、訴えを提起して、弁護士委託料、また裁判費用などを使って、果たして回収できると考えているのか、その2点を、まずお聞きしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

最初に、他市の状況でございますが、今、お言葉にもありましたが、名古屋市と愛西市が今回の件にかかわっておるわけでございまして、名古屋市さんの方につきましては、介護分といたしまして加算金を含みまして3,039万585円、事業所の方に請求をいたしまして、また代表取締役並びに奥さんの取締役につきましては3,793万4,262円の損害賠償を求めているところでございます。

それから具体的な内容でございますが、2名の方が今回の介護保険の該当になっておられて、訪問介護の方で30件で727万7,767円、それから居宅介護支援の方で、これは減算ということになるわけですが、過誤がありまして、こちらの方が差し引き1万3,515円返還をいただくということになっております。それから、ヘルパーの派遣とケアマネのケアプランの作成、そういった関係で不正があったということでございます。

それから、清算中で回収の見込みはどうかということでございますけれども、現在の状況で訴えないということになりますと、会社の方に請求だけするということになりますので、事業所に対して請求するということになりまして、先ほどおっしゃいましたように清算中で、これが解散してしまいますとその請求ができなくなります。今回訴えることによりまして役員に対しまして、会社法の規定に基づきまして役員にも損害賠償責任があるんだよということで、訴えることによりまして役員からも請求をして徴収ができるということになります。

回収の見込みはどうかということでございますが、確かに非常に厳しいものがあるかもしれませんが、いろいろ取締役等にも話を聞いておりますが、生活がいっぱいだでできないとか、け



がをして働けないとか、そういった状況がありまして今滞っておるわけでございますけれども、名古屋市と協力しまして回収に向けて努力していきたい、そんなふうに思っております。以上でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

そういう点では愛西市では2件で、これは期間としては1年ぐらいですけれども、すごくそういう点では727万という、30件の訪問介護でそういう形で、居宅はプランだけですからそんなに金額はないんですが、随分大きな金額だなあとということで、回収の方にぜひ努力をしていただきたいと思います。

それで、昨日夕方とけさにも中日新聞に最大大手の介護サービス事業であるコムスの不正が明らかになりまして、事業所の取り消しが国として行われたという報道がありましたが、佐屋地区でも、このコムスは一時的に以前に事業所がありまして、今回のような不正請求がなかったかどうか。また、他の事業所についてもチェック体制、また不正の再発防止策を今後徹底的に検討すべきだと考えますが、その点はどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

確かに佐屋地区に、平成12年、介護保険ができましたときにありましたんですけれども、すぐ撤退をいたしまして、当時も利用者はありませんでした。そういうことで、不正請求はありませんでした。

防止策でございますが、県の国保連合会の方におきまして介護給付適正化システムというのが入っております、事業所ですとか働いているヘルパーさんのチェックはもちろんですけれども、例えばケアプランと実際のサービス提供の実績と違いがないかですとか、入院しているのに福祉用具の貸与がないかですとか、サービスの実日数が1ヵ月を超えていないかですとか、重複サービスがないかとか、そういったチェックをするシステム等を導入しております、そういったもので不正請求の早期発見や抑止に努めているところでございますけれども、やはりこういったことについては利用者さんの意見だとか苦情、そういったものがやはりかなめになるかと思しますので、より利用者さんの意見を聞きながらチェック体制の点検に努めていきたいと、そんなふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

そういう点では結構各市でいろんな見解を述べておりますけれど、こういったことが行われるというのは、高齢者としてはすごく弱い立場の方たちですし、介護を受けている方たちは今大変な状況ですし、今後、高齢者もどんどんふえていって、今、こういった介護の事業者もタケノコのようにふえている状況がありますので、そういう点では市としても、今後こういうことがないようにきちっとした防止策をぜひしていただきたい、チェック体制を徹底していただきたいと要望いたしまして、質問とさせていただきます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第43号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第43号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

議案第43号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の第3款民生費、1目社会福祉総務費、13節委託料の就労生活支援事業委託料 445万9,000円でございます。通告に従いまして、3点ほどお伺いいたします。

1点目といたしまして、これは4月に開設されました就労支援センターでございますが、4月、5月の相談件数等を、できましたら障害別にお伺いいたします。

2点目といたしまして、これまでに成果的なものがあれば、お伺いできる範囲内でお聞かせください。

3点目に、この6月補正に至った経過と今後はどのように考えておられるか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

利用に関する相談の件数ですけれども、障害別ではちょっと持ち合わせておりませんが、4月には個人からの相談でございますが延べ69件、5月が延べ74件、それ以外にも関係機関との調整といいますか、それから就業先を開拓する企業訪問、そういった活動で多くの実績を残しております。

成果でございますが、広報等に掲載をさせていただいたわけですが、開設して10分、15分の間に電話が入るといようなことで非常に大きな反響になっております。訓練の方につきましても、4月で4人、5月で8人、実際に訓練をしておるわけでございますが、そういったことで、先ほども言いましたように大きな反響があったということで、実際に就労にまだ結びついているという実績はありませんが、今後、結びつけていくように努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、6月補正に至った経緯でございますが、そういった関係で非常に反響が大きかったものですから、やっぱり就業先の開拓というようにことにも十分力を入れていかなきゃいけないということで、やはり半日の勤務ではなかなかそういった開拓につなげていけないと思っております。

また、就業訓練につきましても、1時から4時ぐらいまで短い時間でございます。やはり就労に結びつけるためには長時間の訓練をして、なるべく集中してやれるようなことにしてい

きたいというふうに思っておりまして、一日開設をしていきたいというふうに思って、今回、補正を上げさせていただいたわけでございます。以上でございます。

**○14番（小沢照子君）**

私は、この就労支援センター、4月に開設以来、二、三度お伺いいたして様子を見させていただきました。さきの平成18年12月議会におきまして一般質問をさせていただいた折に、現在、4月、5月、2ヵ月にして補正でありますけれども、この件を要望いたしましたを受け入れられませんでした。初めから、例えば知的障害のCの方、本当に軽度の方ですけれども79名と、それから精神障害者の方も3級ですから軽度の方ですね、この方が46名、合わせて125名おられると。そのほかに御答弁の中に精神障害者の方につきましては、手帳を取る前段階の方等が数百人見える状況であると受けとめているという御答弁がございました。このような状況の中で、お2人ですけど、4時間の予算を計上してみえるということで、8時間ということを要望いたしました、今申しましたように受け入れられませんでした、そのときにはそういう御認識というのはなかったのでしょうか。このようなたくさんの数の方の対象者がありますが、どのような御認識か、お伺いいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

こうした事業につきましては、近隣の市町村でもありませんでして、愛西市が初めて取り組んだ事業でございます、やはりそうしたことの先進事例等を十分精査することもできなくてこういった対応になりましたが、今後はそういったことのないよう十分注意していきたいというふうに思っております。

**○14番（小沢照子君）**

1日8時間の予算が組めない理由といたしまして、そのときに今の県の補助率が満額おりのじゃないかという心配をしておられました、これがクリアできたわけですか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

国2分の1、県4分の1の補助を申請していきたいというふうに考えております。

**○14番（小沢照子君）**

最後に、やはり初めての事業でありますゆえに、いろいろな市民の方、障害者の方のお話を聞いていただきたいということを要望いたしましたけれども、お忙しいかと思いますが、あまりそれも実施されていないようです。一つ言えば、このような早々と補正をしなきゃいけないという状況になったと思いますけれども、この就労支援センターに関しての課題がありましたらお伺いしまして、それから、今後もしっかり皆さんの声を聞いていただいて対応していただきたいということをお願いして、終わります。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

課題があればというお尋ねでございましたが、今、障害者ばかりではありませんが、全体的にこういった福祉の流れが地域でいろんなことを実施していくという流れに変わってきておりますので、そういった意味でもこの事業は大変重要な事業だというふうに認識しております。したがって、就労に結びつけるということは非常に難しいこともあるかと思いますが、い

ろんなことを積み重ねながら実施に向けて頑張っけてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、29番・太田芳郎議員、どうぞ。

○29番（太田芳郎君）

それでは、43号の一般会計補正予算について、11ページの水防費、工事請負費 488万 3,000円に関連をして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

説明によりますと、海部津島水防事務組合がこの土地を借りて倉庫を建てるんだという御説明でありましたし、そしてこの土地の造成費を今回 488万 3,000円計上されておりますけど、これが愛西市が負担していくんだということでありまして、この土地の取得経緯等につきましては、特に私の場合、地元でもありますし、都市計画の道路の1号線の拡張に伴っての用地取得ということになるわけでありまして、社会通念上といえますか、一般的な商取引の中では、土地を借りる側が造成費を負担して、そして上物を建てていくというのが一般的だと思います。しかし今回は、説明によりますと、最初、無償提供というようなお話もありましたが無償貸与ということでもありますので、本来こうした財産を貸し付ける場合には議会の議決が必要だろうと思いますが、しかし今回の場合は、貸し付けていいという条例がありますので、こういう措置をとられたと思うんですが、もしこれが民間であれば、当然議決も必要になってきます。そういう例も過去にはあるわけでありまして、したがって、今回その辺の内容についてもう少し詳しくお伺いをしたいわけでありまして、愛西市も財政的には決していい状況ではございません。厳しい状況でありますので、例えば用地は無償で貸し付けるんですけれども、造成費はひとつ水防組合で持っていただけんかというような内容の交渉ができなかったかどうかということですね。それで、これには過去のいろんな経緯もあって、ある意味では僕は理解をしておりますが、その辺のところができなかったかどうかということですね。

それと、現実にもう既に上物の工事が入札をされて始まっているんですよ。それで、たまたま私が通りかかったときに業者に聞きましたら、入札が行われて、もう既に基礎工事的な部分まで始まっておると。これは聞くところによると、6月じゅうに工事をやっておるという事実にしていかないと、7月1日の絡みで若干その辺の、建築の内容ですか、ちょっと詳しいことはわかりませんが、そういう絡みがあって工事を着工せざるを得なかったというような内容もあるようでありますけれども、それでお聞きするところによると、この貸与の契約をされたのが5月1日付でやられているということでありまして、今回こういった問題が議案として上程されている以上、例えば6月1日が初日でございますが、今回の6月定例会の全員協議会の中でその辺のところの説明をしていただくと、私はあえて質問通告書を出さなかったと思うんですけれども、その辺がどうも情報がうまく開示されていないという疑問を抱いたわけでありまして、その辺も含めてお尋ねをいたします。

○総務部長（中野正三君）

太田議員の御質問にお答えを申し上げます。

お答えを申し上げます前に、確かに御指摘のように、私自身が皆様方に内容についてお話をしする機会がありながら失いましたことについては、深くおわびを申し上げます。

この御質問の中にあります造成費の負担につきましてでございますが、これは過去の経緯というのは太田議員はよく御存じのことかと思っておりますが、平成14年にこの土地の買収を行いました。その時点から、実はこれは目的としては水防倉庫という形で税務署協議、県との協議も重ねられて、その取得をされてまいりました。旧佐織のときでございます。ただ、その14年から、実は毎年、水防事務組合に対して水防倉庫をこの場所につくってほしいということが、毎年、町長、そして今の市長から水防組合に対して要請文書が出されておりました。目的を達成するためにそういう形でございます。

ただ、今、造成費の問題をおっしゃったわけでございますが、過去の経緯、今、水防事務組合の管内には実は37の水防倉庫がございます。そのうち水防事務組合がつくったものが31カ所、6カ所は県がつくって水防事務組合が管理委託を受けているものでございます。愛西市には、佐屋地区に1カ所、そして立田地区に4カ所、八開地区に5カ所、この10カ所は組合のものでございます。ただし、佐屋地区の1カ所の土地については、水防事務組合の話によりますと、東部地区を加入前に取得していた土地につくった、その1カ所だけがその31カ所の中で水防事務組合が取得している土地だということでございます。佐織地区におきましては、昭和50年に当時の西部消防の分署の敷地内に県がつくりました。それで、組合と愛知県知事がその無償貸し付けの契約をして、そこに建ててあります。これは北西のところにあります。それで組合が管理委託を受けているという状況下でございます。このために当時の佐織としましては、西に1カ所あるので東というような意向もあってこの地点を決められたように思っております。

過去、その土地の提出は、当然それぞれの要望する地元においてしてくれと、中には国有地もございまして、そういう形でやってきました。最近のものでいきますと、平成15年に大治町が水防事務組合に建ててもらった経緯がございます。このときには外構工事として262万5,000円を予算計上して負担をしております。また、翌平成16年におきましては美和町さんが同じことをやってみえますが、ただこのときには、資料館の駐車場、もう既にきちっと造成してあるところにしたものですから、建物だけで負担としてはなかったと、土地の提供だけで済んだと。当時、担当の方としてはそういう状況下はつかんでいたと思いますけど、私と同じように十分な御説明が皆様方にされてなかったんじゃないかなあというふうには思っておる次第でございます。

確かに議員御指摘のように、私自身もちょっと一般通例上からいくと腑に落ちない部分もございまして、出かけて、過去の状況も確認をして今回の補正をお願いした経緯がございます。

そして、あと1点の工事のものでございますが、実は4月早々に組合の方から申し出がございました。ということは、事は早く提供してほしいと。私どもとしては予算が通ってからというふうな思いもあったわけですが、それは19年6月20日から建築基準法が変わるということで、その後の建築下の状況ですと構造計算が入ってまいりまして非常に難しい状況下になると、

手続が少し煩雑になるということで、実はこの施工日前に着工という形をとりたいと。そのために5月早々にでも入札をするのに当たって欲しいという形で、実は市側として了解をした経緯がございます。

いずれにしましても、現地におきまして隣地は畑でございますが、その境界もブロックが傾いた状況下で、すべてやり直さなきゃならん状況にあります。そのために今回の補正をお願いしたわけでございますけど、私どもとしていろいろ皆様方に十分な御説明といたしますか、お願いの事項をしなかったことについては、最初に申し上げましたけど、本当に深くおわびを申し上げ、御説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

**○29番（太田芳郎君）**

そこで、市長にちょっとお尋ねをするんですが、今回のいろんな経緯については私なりに十分理解をしておりますが、この工事の造成費の400何万について、土地は貸与するんだけど、これはひとつ水防組合で、時節柄厳しい状況だから持ってほしいというような交渉ができなかったかどうか。その辺は過去の経緯もあるから非常に難しい面があったとは思いますが、その辺はどういう話し合いをされたのか、市長にちょっとお尋ねをするんですが。

**○市長（八木忠男君）**

先ほど説明を申し上げました過去のいきさつ、水防組合に出ておまして、十分承知しておりました。そして今般の私どもの件については、そうした交渉はしてございません。

**○29番（太田芳郎君）**

それは、そういう経緯があったから全然話をしなかったということですか。

〔発言する者あり〕

わかりました。いずれにしましても、本来から言いますと、今回の無償貸与も含めまして、あるいはこういった問題も含めまして、先ほど早く着工した部分についての申し開きがあったわけでありまして、本来は6月定例会で議決をされてからやっていたのが、私は一番問題がないというふうに思いますが、それは事情を聞けばわかります。したがって、特にこういったケースの場合は、過去にもそういった、先ほど謝罪がありました。事前に議会の方に情報として出していただきたいということを強く要望して、終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは質問を行います。

まず第1点目、3款の1項1目13節11. 就労支援事業の委託料についてですが、先ほど小沢議員の方から詳しく質問がありましたので、それに重複しないところで質問をしたいと思ひます。

1点目としては、今後、就労支援という中で、先ほどの答弁でもまだ実績はないという、実際の就労はまだなかなかやれていないということで厳しい状況が示されましたが、市として就労等について検討はしていないんでしょうか、それが1点目です。

それから二つ目としては、先日の中日新聞にも出たんですけれども、いわゆる障害者施設運営などには助成をするというのが6月の補正予算案で出された。その中にも障害者就労支援支給事業補助金 8,000万とかというのについてもありますが、それは今後、この事業との関係ではどうなっていくのかについて、2点説明をお願いします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まず、就労の検討でございますが、私どもの方といたしましても、社会福祉課を中心といたしまして支援センターの方と一緒に企業の方に訪問したりというようなことで、私の方としてもいろいろ努力をしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから6月補正の関係で、多分県の補正予算の関係だと思いますが、今回は昨年度の末におきまして障害者自立支援法円滑施行特別対策が国の方から打ち出されまして、県が実施するもの、それから市町村が実施するもの、いろいろ分けて示されておりまして、これらの新聞に出ておりました県の対策につきましては、県の事業ということで県が実施される。市町村が実施すれば2分の1補助ということになりますけれども、県の事業として補正を組まれたものがございます。私どもの方もいろいろ項目がありまして、この事業につきましては、19・20年度で実施するわけでございますが、今回の事業の結果も踏まえまして、来年度も円滑特別対策に対する事業についてはお願いすることになるかと思っております。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

一つ目、社会福祉課としても協力しながら企業へ働きかけるのはいいんですが、それは当然やってほしいんですけれども、それと同時に市としての就労支援、市としてどういう雇用を図っていくかということについてはどのように対応しているんでしょうかということ、市の職員としてはどうなんでしょうか。

それからもう一つ、もう一遍確認しますが、今回の補正予算に関しては県の事業の関係であって、各市町村については今回の補正予算のものは影響ないというのか、おりてくるものではないということですか。それを確認したいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

それでは、まず最初の御質問の市としてどのように身体障害者などの雇用を考えているかということでございますけれども、私ども公共団体といたしましても障害者の一定雇用率という目標値がありまして、身体障害者については一応クリアしておりますが、この知的障害者の関係については、私ども今までおくれとおった分野でございます。そういったことから、新年度に向けましては、この知的障害者の雇用に向けて6月号の広報でも公募しているところでございまして、さらに一層こういった関係を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほど県の事業と言いましたが、市町村が実施したのに対して2分の1助成ということになりますので、市としては県が補正した部分については、また9月にお願いしなければならないというふうに考えております。よろしくお願いたします。

**○10番（真野和久君）**

もう一つ聞きますけれども、6月の広報で障害者の方に対する雇用を公募しているということで、今後、雇用率としてどのあたりまで高めていくのかという方針とかがあるのでしょうか、それを確認します。

それともう一つ、やっぱり市の方へおりてくるのであれば、それはどういう形になって、今回の補正予算と前回の予算との関係は、具体的にどういうふうになっていくか。例えば、新たにまたさらに新しい事業やなんかで助成が来るのか、あるいは今回のやつについて、そのまま加算される形になるのかはどうか。

**○副市長（山田信行君）**

御質問のありましたように、私ども、当然障害者の自立支援ということは、公共団体というところからいっても模範的な姿勢を示していかなければいけないと思っておりますので、今後も引き続いて総体的な職員は削減をしていかないかんという中で、一般求人よりも障害者の方については若干の配慮をしながら雇用を進めていきたいと、そのように考えております。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほどいろんな項目があると申し上げましたが、これもまた別の項目になりますので、今回、私どもで6月補正させていただいた分とは別の事業としてお願いすることになると思います。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

2点についてお伺いしたいと思います。

就労生活支援事業委託料についてはお2人の方から詳しく質問が出ておりますが、当初531万3,000円というのが976万9,000円ということで、約倍の予算に膨らんだわけで、試算の甘さというか、その辺がやはりあるのではないかなというふうに思っております。重複しない部分で質問させていただきますけれども、これを始めるに当たっての当初の数値的な目標値、そういうものはどう設定されていたのか。これでまた補正予算が組まれましたので、具体的な数値目標がどう変わってきたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

2点目は、次の14ページの補助金の児童クラブ等の運営費についてお伺いしたいと思います。

これにつきましても、昨年度、3月議会で少し答弁の中に出てきていたと思っておりますが、どうして当初予算の方に含まれてこなかったのかということをやや疑問に思っております。最初の質問といたしまして、こういった民間クラブ、民の力を使って学童保育をしていく方針を示されたわけですが、こういった民の活力というのは、いろんな民間が公平に参画するチャンスが必要であるというふうに私は考えております。本来ならば補助金制度を提示して、その後、参画する団体を募っていくとか、そういうプロセスが本来ではなかったのかなということをおっしゃっているわけですが、こういった民間が出てくるということは大変よいことだとは思っておりますが、今後こういった民間の児童クラブをふやしていくような広報はどうしていくのかについてお伺いしたいと思います。



**○福祉部長（加賀和彦君）**

当初の数値目標はどうかということでございましたんだけれども、私どもがこの事業を計画しましたときには、大体年間の実績予定、相談としては120件、就労としては10件、企業開拓15件、そういった予定を立てておったわけでございますが、先ほど相談事業の実績でも申し上げさせていただきましたように、4月で69件、5月で74件、そういった状況でございましたので、そういった反響が非常に大きかったということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから児童クラブの関係でございますが、どうして当初予算にというようなお言葉でございます。実際に案としては持っておったようでございますが、やはり2月、3月の応募に対しまして非常に待機が多く出たような状況もございますし、一つの児童館に集中した状況もありましたものですから、それを踏まえまして、次年度に向けてそういった解消をしていきたいということで6月補正でお願いするようなことにさせていただきました。

それから、こういった児童クラブをふやす方法でございますが、お認めをいただきました暁には、いろいろ空白区域ですとか、待機が多いところ等がまだありますので、そういったところも含めまして広報等でPRをしていきたいと、そんなふうに思っております。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

1点、ちょっと答弁漏れというか、予算がふえて、具体的に今後、数値的な達成目標というか、それがどう変わってきたかということについて、就労生活支援事業委託料について1点お聞きしたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

達成目標といいますと、その相談件数とか、そういう……。

**○5番（吉川三津子君）**

数値的に、今後これぐらい予想していくみたいなの、就労者についてはこれぐらい達成したいみたいなの、多分こういった事業をするに当たっては数値的な目標を掲げて事業をされていると思いますので、そういうようなものがあれば教えてください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほど申し上げました予定等を当初の目標として掲げたわけでございますが、今後につきましては、具体的に数字ということは、まだ設定はしておりませんが、そういった反響の多さから、今回、一日お願いするということで、よろしく願いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

やはりこういった事業を評価していくに当たっては、やはり目標というものがないと、今後、行政評価ということができていけないと思いますので、ぜひこの事業に関して今後どうしていくのかといった目標については明らかにしていただきたいというふうに思っております。

それから児童クラブについてお伺いしたいと思います。民の力を活用するという視点におきましてですけれども、今後、子供教室も始まるわけで、それで児童館建設もあるわけで、今

後、愛西市において学童保育をどうしていくのか。大体の人数等を早くつかまれて、子供教室でどれぐらい、児童館でどれぐらい、だったら、あとこういった民間でどれぐらい担ってもらわなければならないのか。やはりそういったデータの分析をしていかなければならないと私は考えているわけですが、この民間の力を使ったこういった学童クラブ、どれぐらいの予想をしているのか、1点お聞きしたいと思います。

続けて質問をさせていただきます。

あと、市の財政面ということで3点ほどお聞きしたいんですけども、こういったものではできるだけ当初予算に入れられるべきということは先ほどから申し上げておりますが、実はこの施設を民間にゆだねるといことは、早い段階から佐屋の皆さんからお聞きしていたんです。多分同じ金額で民間のところで行っていただけたらと、そういった経緯も語られていて、その辺、当初の予算に入れられなかったということはとても残念だなということを思っているんですが、こういった民間の力を使って学童クラブをやるわけですが、市とか、直接団体へほかから補助金があるのでしょうか。市の方には、県とか国の方から何らかの補助金があるのか。それから、団体については直接補助金がどこから来ることがあるのか。多分建設段階においては、民間で行う場合、おりてきていると思うんですけども、そういったものをどの程度把握しているのか、お伺いしたいと思います。

それから、今回、この学童クラブの件が出てきたわけですが、本年度中にほかに補正予算で子育て支援に関して上げる予定があるものについては、どんなものがあるのかということをお聞きしたいと思います。まだちょっとあるので、それだけ先にお伺いしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

民間の団体に対する他からの補助でございますが、佐屋小学校区内でNPOの団体が立ち上げたわけでございますが、旧来の空いていた建物を改修して、今回、学童のこういった事業を立ち上げてもらったわけですが、特に他の団体から補助をもらっているというようなことは聞いておりません。

それから、今後の子育て支援に対する予算の関係ですが、ファミリーサポート等につきまして、今検討中でございます。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

もう1点、今ちょっと抜けているのは、市として補助金か何かおりてくるようなことはないのかということをお聞きします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

児童クラブの関係、市の方には補助金がおおりてまいります。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひその辺の直接おりてくるものとか、そういったこともよく調べて、こういった支援をどうしていくのかということは、もう少しお調べになる必要があるのではないかなということは今感想として持ちましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

あと、こういった補助金に関して、今、行財政改革の中で補助金の見直しがされていると思

います。補助金全般のことについて、今回だけの問題ではないんですけれども、こういった新たな補助金が出てきた場合、今、補助金を見直しているわけですので、どこでどう審査がされていくのか。この補助金が、これから基本計画とか、いろいろ市のが出てくるわけですけれども、適正なのかどうかというチェックが、今、愛西市においてどこでどうされているのか、新しい事業に関して。それについて伺いたいということと、今後、この学童クラブにつきましては1ヵ月に幾らですので、月に二、三回しか利用しない人についても1万2,700円の補助金が出る、申請書を見た感じ、そうなのかなというふうに思いますが、今後、そういったチェック体制をどうされていくのか。これはちょっと難しい仕組みじゃないかなと思っていますけれども、これは民間にゆだねるということは、行政でどういったチェックシステムをつくっていくのかというのはペアで考えていかなければいけないと思いますが、その点どうなっているのかお伺いしたいと思います。以上です。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

学童クラブ、1ヵ月幾らということで出させていただきますが、今回、ちょっと話は違いますが、障害者の施設の関係でお願いしておるわけですが、やはり日割り計算になったことよって大幅に減収があったというようなお話も聞いておりますので、私どもとしては、それだけ職員の人は確保されてみえるものですから、そういった話も踏まえまして、今回は登録があればお支払いをしたいということで提案をさせていただいたわけでございます。

チェックシステムにつきましては、民間で多様な活動をしていただくということは私どもとしては助かりますし、介護なんかでもよく言われるように性善説をとってやっておりますので、そういったことはないかと思いますが、今回の事件のようなこともありますので、私どもとしては、その辺を十分注意して見守っていきたいというふうに思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、ここでお昼の休憩をさせていただきます。再開は13時30分でございます。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

なお、午前中の5番・吉川三津子議員の質問に関しまして答弁漏れが一部ありまして、質問との整合性の関係で、ここで答弁の許可をいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

大変申しわけございません。議長さんのお許しをいただきましたので、答弁漏れについてお答えをさせていただきたいと思っております。

一番最後の行革補助金全般の見直しの関係について、そのチェック体制等の関係について御質問をいただきました。それで、既に4月にその補助金の見直し、金額もそうですけれども、その基準の見直し等の作業を、「財政改革プロジェクトチーム」をこの4月に立ち上げまして、月2回ほどのペースで、今その中身の見直し、検証の作業に入らせていただいております。それ

で、できることであれば、この秋ぐらいに素案的なものを作成してほしいという依頼をかけております。と申しますのは、一部でも20年度の予算に反映できればなあというような体制で今動いております。

それで、チェックの関係でございますけれども、当然プロジェクトの中で見直し案というものが出てまいります。それで、市長を本部長といたしました行革本部の中で、まず一つの中身について検証を行うと。それを踏まえて行政改革推進委員会の方へ御提案をし、その中でいろんな御意見をいただくと。最後には、予算の議決機関である議会の方へも見直し案を御提案申し上げて御意見をちょうだいしたいと、そういったようなチェック体制といたしますか、流れで今後進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、次に移ります。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

議案第43号：一般会計補正予算のうち、13、14ページですが、1点目ですが、母子通園費、永和保育園のわかば母子通園施設が立田保健センターに移動して、職員の体制、また母子の通園に支障はないのか、お尋ねいたします。

2点目は、妊婦健診が2回から3回ふやして5回にすることは、これから赤ちゃんを産みたいと思っているお母さん方に大変喜ばれることですが、今回の国の子育て支援事業によって他の市町村も拡大の方向になると思いますが、県下の状況はどのようになっていますか。また、どうして5回にしたのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まず、わかば園の職員の関係でございますが、正職員が1名と非常勤が3名おありまして、常には3名は職員を配置するという体制で、非常勤の3名については、2名が順次当たっていくということで、正職員を入れて3名は必ず対応するというので、これは永和保育園当時と変わっておりません。

それから、立田へかわったことにつきまして、佐屋地区の方は今6組あるわけですが、特に遠くなったというような話は聞いておりません。

今、永和保育園の近くで1人通ってみえますが、これは仮の住まいでありまして、近いうちに須依町の方にかわられるということを聞いております。こちらの方から言いますと、一番遠いのは落合町の方がこちらの方からは一番遠い人になりますので、そんなに距離的に延びるということはありませんし、大丈夫だというふうに考えております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、今現在は佐屋地区から6名ですが、全体でこれで今のところ何組の方が通園されているのか。

それから、今後ですが、足のない方なんかも、もし通園したいという場合は通園できないと思いますが、そういったところの配慮とか、そういうことはどのように考えているのか、お尋

ねしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど佐屋だけ話をさせていただきましたが、佐織地区の方が7組で、合計13組の登録を、今現在、第一わかばでは受け付けております。

それから、足のない方というお話がありましたんですけども、これは立田に行ったから足のない方がどうか、永和だったらどうかという問題ではないと思いますので、足のない方もあろうかと思いますが、そういった方については、職員が一度状況などをお話を伺いながら進めていきたい、そんなふうに思っております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から、妊婦・乳児の健康診査の委託料の他の市町村の状況ということでございますが、まず妊婦・乳児の健康診査の公費負担の回数関係につきましても、海部地区の実施状況につきましても、今、私どもがお聞きしております、この6月議会に7月から実施に向けて進めていますのが愛西市と、そしてお隣の津島市、弥富市が2回から5回にという状況のようでございます。ちなみに、隣の稲沢市さんにおきましても、まだ現状の2回のままだというふうにお聞きをいたしております。

それで、他の海部地区の町村におきましても、来年4月から、平成20年度からの実施に向けて回数を2回から5回にするということを承っております。その中で飛島村さんにおきましても、最大14回までの予定を今考えておみえになるということをお聞きしております。

そして愛知県下の63市町村の状況でございますが、これは現在の私どもがつかんでおります状況につきましても、19年2月末現在の実施状況しかつかんでおりません。ですから、今回、県の方にも問い合わせをいたしました、現在の段階での把握は、ちょっと県の方も持ち合わせておられないので、2月時点の回数でよければ御報告をさせていただきたいと思いますが、そんなような状況でございます。

そして、この2回から5回にどうしてしたのかという御質問でございますが、これは当然厚生労働省の「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方」ということにつきまして通知がございました。本来であれば14回の公費負担が望ましいということの要旨でございますが、それぞれ市町村におきまして財政厳しき折のことでございますので、公費負担が困難な場合は、少なくとも5回程度の公費負担で実施をしていただくのが望ましいという見解が出ておりますので、今回、5回に踏み切らせていただいたようなことでございます。

以上で御答弁とさせていただきます。

#### ○26番（宮本和子君）

母子通園費の問題については、今後、皆さんが足のある状況じゃありませんので、南部地区に1カ所、北部地区で第二わかば園があるわけですが、そういう点では地域的にもう1カ所か2カ所必要かとは思いますが、そういう点では地域の状況やお母さん方の要望にこたえて、なるべくあまり遠いところまで行かなくても済むような状況で今後考えていただきたいと思いますが、その点ではどのように考えておられますか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

対象になる人数等の関係もございますが、関係者一同、よくそういった面も含めまして相談しながら今後も進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○26番（宮本和子君）**

そして妊婦健診ですけれども、3月の私の一般質問でも、厚生労働省の通達には最低5回だが公的負担は14回にするのが望ましい、その見解については部長も望ましいと考えておられるようですが、今後、そういった意味では回数をふやす計画も持っているのか、その点をお伺いしたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

この妊婦健診の今後の回数の増につきましては、当然先ほどの近隣市町村との整合性も考えなければいけないというふうに考えますので、そうした部分につきましては、十分調整をさせていただきたいと思います。

**○26番（宮本和子君）**

では、ぜひそういう点では、飛鳥はいつも特別というお話もありますけれども、やはり厚生労働省が言っているように、望ましい方向で今後も検討していただいて、回数をふやしていただくよう要望いたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○24番（加藤敏彦君）**

議案第43号：19年度の一般会計補正予算についてお尋ねしますが、質問につきましては、午前中の太田議員と同じ防災倉庫の質問ですので、なるべく重複を避けてお尋ねしたいと思います。

午前中の説明の中で、この位置に防災倉庫をなぜ設置するのかという経過はわかりました。一つ意見として、都市計画道路は勝幡学区におきましては南北のメイン道路でありまして、まちづくり的に防災センターをそこに設置するのが適切であったのかどうかというのは、もう一度考えてみますと、いろいろ疑問に残るところもあります。

それで、この勝幡学区では塩田の跡地の関係で、ここに河川防災拠点を設置して応急給水タンクをつくっていききたいという考え方も出ておりますので、例えば塩田センターの跡地にそういう防災的なものをまとめる方法もあるのではないかと思います。事業は決定して進み始めましたので、将来的な考え方として、例えば施設の更新の時期とか、また必要な時期にそういう防災倉庫の移設は可能なかどうかというのを、まず1点お尋ねいたします。

それから、午前中の説明の中で既に建築基準法の関係で建物の工事が今週から始まっておるわけですが、この造成整備工事につきまして、既に建物の業者が決まって工事が始まっておるところへ、また擁壁の工事の業者が入っていくというのは、非常にやりにくいことになってきます。そういう点で、この工事の業者を決定するのにどのような考え方をっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

**○総務部長（中野正三君）**

1点目のことでございますけど、その塩田の跡地云々という話は、今回、計画時においては、計画時というのは旧佐織のときの平成14年の経緯でございますが、そういうところには至っていなかったと思います。

それで、今、御指摘のありますようなことが今後進んでいくのかどうかも、まだ定かではございません。ただ、今度の構造物としては鉄骨づくりの鋼板ぶきという形でございますし、どういう形でそれが包括できるのか、またそこら辺は今後の推移を見なければわからないと思います。現時点でお答えがしかねる部分がございますので、よろしく願いいたします。

それから2点目でございますけど、今の建築の方の工事の最終が、実は水防事務組合に確認しますと、ことしの12月28日までという形で契約がされているというふうに聞いております。といいますのは、午前中、太田議員の方にも申し上げましたんですが、着工の点があったものですから今御指摘のようなことがあるわけですけど、今回の土工事につきましては、土工事が本来先行すべきだと思います。途中で割り込むという形になろうかと思いますが、あくまで私の方は、この予算をお認めいただいた段階で、指名競争入札という形をとらせていただいて業者を決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

将来的なことにつきましては、今はお答えできないと思いますけれども、移設するという可能性も含めて必要な場合はあるんだというふうに受けとめておいてよろしいかどうかだけ確認します。

それから業者の決定ですけれども、指名競争入札を想定されておりますが、同じ場所で二つの工事を同時にやる場合に、同じ業者だったら共通の経費が浮く部分が、例えば現在、防護さくも既に張ってありますし、測量も一定やられておりますが、そういうところが浮いてくる部分があると思うんです。そういう点では、もう建物の業者は決まっておりますので、その建物の業者に随意契約でそういう部分の経費を引いて契約して、節約していく選択肢もあるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

1点目の件ですが、それはそういう時点になりましたら、またそれぞれ皆様方とも、またその関係の機関とも御相談を申し上げてという形のお答えにとどめさせていただきたいと思いません。

2点目につきましては、私どもとして基本的には指名競争入札をという形で今回の御提案をさせていただいております。ただ、御指摘のように共通経費の点等で安価をお願いをできるものであればということもあろうかと思っておりますので、それは庁内でまた検討させていただいて結論を出していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

最後になりますので、12ページの就労生活支援事業委託料についてですが、既に3人の方が質問をされましたので、それを踏まえて質問したいと思います。

一つは、こうした障害者の就労の困難さについては、私自身も精神障害者の方に何人か知り合いがありまして、一緒にハローワークへ行ったり、名古屋にある専門のセクションに行ったり、いろいろした経緯もありますので、これは本当に大変なことだという認識はよくわかっているんですが、例えば海部津島の管内で言いますと、就労生活支援事業そのものがまだ着手されたばかりという現状ですが、それ全体の、例えば津島のハローワークの管内での動きというのはつかんでみえるんでしょうか。

それで、この事業の大卒の対象者ですね。改めて先ほども少し説明があったと思いますが、明らかにしていただきたいというふうに思うのと、それから実際に今2名の職員の方が従事してみえるということですが、今はまだ正式な就労に結びついていなくて訓練の段階ですが、実際、職員の方は企業に対して開拓のための努力をされていると同時に、現在、訓練として行っている職場においてはどのような形の活動になっておるのか。例えば送り迎えの問題、向こうへ送って、すぐ帰ってきて、また迎えに行くのか、向こうでずうっとついておって、一緒にまた帰ってきてというのか、どのような状況なのか少し説明をいただきたいと思います。

それから、その下の障害者の自立支援の対策臨時特例基金の問題ですが、ここで歳入の方で県から1,061万2,000円ということで、この19の通所サービスの利用促進事業と扶助費も合わせた金額に対して4分の3を県が負担して、市が4分の1ということですが、この通所送迎サービスの、具体的には「虹の里八開」と「れいんぼうワークス」だという話ですが、実際に送迎サービスにかかっている車の費用と人件費が実際に今どのぐらいになっておって、今度の補助金は比率で言うと何%ぐらいになっているのか説明をいただきたいと思います。

それから、教育費の方で学校管理費の土地購入費、勝幡小学校の土地購入費ですが、自治体を買う場合については登録免許税は要らないわけですので、ここに委託料として出ているのは、全く手数料だけが計上されているというふうに思いますが、こうした事務というのは委託しなければならないのか。そう難しい事務じゃありませんよね、この登記の申請というのは。市が自分たちのことですので、自分でやるというふうには考えられないのかどうか1点、ちょっと教えてください。

それから、この土地を購入することによって、現在、他の小・中学校でもあるんですが、これで学校用地の借地は、現状で今どこまで来ておるのか。この間、昨年来、土地の購入が相次いでおりますが、そうしたことは、当然他の土地の所有者についてもそういう話は伝わっているだろうと思いますが、その後、現在の土地所有者からの話はあったのかどうか。今度購入した結果について、その後の現状、どれだけ残るのかということについても数字を説明していただきたいと思います。

それから、ちょっと言い忘れました、この土地の固定資産評価額と借地料を教えてください。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）



最初に、就労支援の関係でお答えをさせていただきたいと思います。

津島のハローワークでの動きでございますが、愛西市の就職の相談がありましたら一応連携をとるような状況にはしておりますが、津島のハローワーク内の他の市町村の動きについてはちょっとつかんでおりませんので、よろしく願いいたします。

それから、大卒の対象者でございますが、手帳のあるなしにかかわらず、三障害をお持ちの方、あるいはそういった方で職についていない方の相談には応じたいというふうに考えております。

それから、会社の方に訓練、どういうふうに行っているかということですが、現在、大井地内の企業に訓練に行っておりますが、半日でございます。午後ですが、まだ始めたばかりですので職員がついておるといような状況でございます。

それから、通所サービスの関係ですけれども、現在、「虹の里八開」におきましては、利用人員が20人、それから「れいんぼうワークス」につきましては、送迎バスを21人が利用しているという状況でございますが、その経費等につきましては、お認めをいただきました上において業者と相談をしながら進めていきたい。この600万というのは補助の上限で、今回については300万ずつ2ヵ所ということで、これが上限でございますが、その上限を組ませていただきました。よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、勝幡小学校の件についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、登記の関係でございますけれど、この登記については、永井議員言われますように市の嘱託登記でできんことはございません。ただ、市全体といたしましては、公共嘱託登記を司法書士会等に委託をして今日までしてきておる関係もございまして、今回、このような予算を計上させていただきました。

それから、今までの借地の状況でございますけれど、現在、市内の小学校で借地をしておる学校の数といたしましては9校ございます。それで、面積といたしましては1万8,000平米強お借りをしているというのが現状でございます。それで、今回、この買い取り申し出があった以降において地権者の方からの申し出はどうかというお尋ねでございますけれど、私、まだ6月1日からございまして、今聞いている範囲では、今のところはないということでございます。

それから、固定資産税の評価額でございますけれど、平米当たり4万8,900円ということで理解をしております。

また、借地料の関係につきましては、現在、坪当たり1,880円で60坪でございますので、11万2,800円お支払いをしているというような状況でございます。以上です。

#### ○21番（永井千年君）

まず福祉部長さんの答弁であります。その三障害のある人で就労を希望される方がどれだけあるのか、それぞれつかんでみえるんでしょうかね。それにふさわしい今度の体制事業になるのかどうかを教えていただきたいと思っておったんですが、ちょっとその数字が上がって

ませんので。

それから、ハローワーク云々という話は、この事業を他の市に先駆けてということですが、海部津島の管内においては、他の町村ではこの事業についてはこれから新しくどんどん着手されていくのかどうか、どういう状況にあるのか教えてください。

それから、特に先ほども市に対する雇用の話が出ておりましたが、精神の方については身体的な障害がありませんから、随分就労の対象の範囲というのは広いだろうと思うんですね。そのあたりが市の雇用としても考えられているのかどうか。あるいは、この事業そのもので精神の方についてのこれからの対策というのはどのようなものになるのか。もう少し、それぞれの障害別にどんな状況なのか説明いただけるでしょうか。

それから勝幡小学校の、これはそれぞれ個別の申し入れということなんですが、共同して何人かの方が市に対してグラウンドの用地などについて提供をしているんだろうと思うんですが、ある人が買い取りを希望されたということについては、共同して貸してみえる方、多分一番最初ときには同時にお話があって、あれが貸すならこっちも貸そうかということで、当然それぞれお互いに貸しているということについてはよく知った上で貸してみえるんだろうと思うんですが、それがだれかが売りたいということでこうやって希望されたときには、他の地権者に説明の必要はないのかどうか。あるいは、そういう情報は提供してみえるのかどうか。僕は、相手にその意思があるかどうかは別にしても、その変化についてはきちっと説明をする必要があるというふうに思いますが、その点はどのようになっているんでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

就労の希望者はどうかという御質問でございますが、具体的に数字はつかんでおりませんが、この事業の運営に当たりまして運営委員会を設けておりまして、そのメンバーといたしまして佐織養護学校の進路指導の先生、佐織中学校の特別支援教育の担当の先生、ハローワークの職員、津島保健所、当市の職員、それからNPOの団体等の運営委員会をつかんでおりますので、そういった中からいろんな情報を得ながら進めていきたいと。

ふさわしい事業になるかということでございますが、そういった方々の、また講師として、いろいろ別途依頼をさせていただいておりますので、そういった方々の意見も聞きながら、この事業をうまく軌道に乗せていきたい、そんなふうに思っているところでございます。

それから、他の町村はどのような状況にあるかということですが、詳しい状況はつかんでおりませんが、津島市さんが始めたいという意向を持ってみえるということは、以前担当者レベルの中でお話は伺ったことがあります。それ以上の詳しい情報はわかりませんので、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

今回の申し出をされた方以外にほかのそういうような方においても説明をしておるのかというような御質問だと思いますけれど、この関係につきましては、あくまで過去から借地でお願いをしてきておるといようなことでもございまして、借地を原則としておりまして、あえて私の方から云々というようなことは、今まででもやったということは聞いておりません。よろし

くお願いします。

○総務部長（中野正三君）

職員の雇用の件でございます。精神障害の方につきましては、現時点ではそこまで踏み込んだ考えは持っておりません。ただ、いろんな障害者の雇用ということは全般的なことでございますので、今後の推移の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第44号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第44号：平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第45号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第45号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしですね。それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・委員会付託について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第39号から議案第45号、陳情第6号、陳情第7号につきましては、会議規則第36条第1項の規定によりそれぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付をいたしましたので、会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月11日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さんでした。

午後2時07分 散会